

募集要項について

横浜特定複合観光施設設置運営事業 募集要項(案)の記載事項	主な内容	横浜特定複合観光施設設置運営事業 募集要項(案)の記載事項	主な内容
第1. はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ■ はじめに、設置運営事業の名称 ■ 事業範囲、事業期間、事業方式、本事業の在り方 等 		<input type="checkbox"/> 応募企業又は応募グループに求められる要件 <ul style="list-style-type: none"> ・延床面積が 30 万 m²以上の複合施設（M I C E 施設、ホテル、エンターテイメント施設、商業施設、カジノ施設を含む。）を開発及び運営した実績を有する者であること
第2. 特定複合観光施設区域の整備の意義及び目標に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定複合観光施設区域の整備の意義 ■ 特定複合観光施設区域整備の市の方向性と目標 		<input type="checkbox"/> 接触規定 <ul style="list-style-type: none"> ・応募者等は、市や公職等に対して、直接・間接を問わず、本公募に関して、自己に有利になる働きかけを行ってはならない 等
第3. 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の位置及び規模に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定複合観光施設区域を整備しようとする区域の土地の概要 ■ 土地の権利関係及びその使用等について 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 公募に関する手続き <ul style="list-style-type: none"> ・スケジュール ・参加資格審査 ・応募グループ構成員の変更手続き ・競争的対話の実施 ・提案審査 ・審査結果の通知及び公表 等
第4. 特定複合観光施設を構成する施設の種類、機能及び規模に関する事項並びに設置運営事業等に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 特定複合観光施設 ■ M I C E 施設（国際会議場施設及び展示等施設） ■ 魅力増進施設 ■ 送客施設 ■ 宿泊施設 ■ カジノ施設 ■ 観光旅客の来訪及び滞在の促進に寄与する施設 ■ 設置運営事業者が本事業として実施することが求められる事項 ■ 設置運営事業者によるカジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うための措置 ■ 設置運営事業者に求める費用 等 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 設置運営事業予定者決定後の手続 <ul style="list-style-type: none"> ・基本協定の締結 ・区域整備計画の作成及び認定申請 ・S P C の設立 ・実施協定及び事業用定期借地権設定契約の締結 等
第5. 設置運営事業を行おうとする民間事業者の募集及び選定に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 設置運営事業予定者の選定方法 <ul style="list-style-type: none"> □ 横浜市特定複合観光施設設置運営事業者選定等委員会の設置 <ul style="list-style-type: none"> ・公平かつ公正な審査を行うため、外部有識者からなる選定等委員会を設置 □ 設置運営事業予定者の選定手順及び選定方法 <ul style="list-style-type: none"> ・参加資格審査 <ul style="list-style-type: none"> 参加資格要件を充足しているかどうかの審査 ・提案審査 <ul style="list-style-type: none"> 選定等委員会による設置運営事業予定者選定基準に基づいた審査 □ 選定等委員会による最優秀提案者の選定 □ 市による設置運営事業予定者の決定 ■ 参加資格要件 <ul style="list-style-type: none"> □ 応募企業及び応募グループ構成員に共通の参加資格要件 <ul style="list-style-type: none"> ・本事業を遂行する意思があり、的確に遂行することができる能力を有し、かつ、十分な社会的信用を有する者であること ・本事業を健全に遂行するに足りる財産的基礎を有すること ・法令に規定される暴力団員、暴力団経営支配法人等又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者のいずれにも該当しない者 ・本市アドバイザーと関連のない者 ・選定等委員会委員と関連のない者 ・横浜イノベーション I R 協議会構成員と関連のない者 等 		<ul style="list-style-type: none"> ■ 設置運営事業の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・事業実施上の義務 ・設置運営事業者の権利義務等に関する制限及び手続 ・本事業におけるリスク及びその分担の在り方 ・本事業の継続が困難となった場合の措置 ・事業期間終了時の取扱い 等
		第6. 設置運営事業の円滑かつ確実な実施の確保に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ カジノ事業の収益を活用して地域の創意工夫及び民間の活力を生かした当該特定複合観光施設区域の整備を推進することにより我が国において国際競争力の高い魅力ある滞在型観光を実現するための施策及び措置に関する事項 <ul style="list-style-type: none"> ・カジノ収益を活用した滞在型観光を実現するための施策・措置 ・設置運営事業者におけるカジノ事業の収益の I R 施設の整備・設置運営事業の事業内容の向上・市が実施する施策への協力等への活用の在り方 ・認定都道府県等納付金・認定都道府県等入場料納入金
		第7. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 基本的な考え方 ■ ギャンブル等依存症対策 ■ 犯罪の発生の予防、善良の風俗及び清浄な風俗環境の保持 ■ 青少年の健全育成
		第8. カジノ施設の設置及び運営に伴う有害な影響の排除を適切に行うために必要な施策及び措置に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ■ 情報提供 等
		第9. その他	